

就職に向け意欲的に取り組む方を住宅費の面から応援します！

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

令和5年度 ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業のご案内

この事業は、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、ひとり親家庭住宅支援資金（以下「住宅支援資金」という。）を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とするものです。

貸付を受けた日から1年以内に、母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）で定めた目標に合致した就職または、現に就業している方がプログラムより高い所得が見込まれる転職をし、1年間引き続き就業を継続した時は、借りの資金の返済が免除されます。

■ 概 要 ■

1 貸付対象者 次の①～③の要件をすべて満たす方

- ① 福井県内に住民登録をしている方
- ② 原則として児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている方
- ③ プログラムの策定を受けている方

2 貸付額、貸付期間、利子

- (1) 貸付額は、原則として自らが借り受け入居している**住宅の家賃**（管理費および共益費を含む。）の**実費（上限4万円）**
- (2) 貸付期間は、**12か月の範囲内**
- (3) 利子は無利子（連帯保証人不要）
- (4) 「8. 貸付金の返還」の事由に該当し、返還期間を過ぎても返還が完了しない場合は年3%の延滞利子を徴収します

3. 貸付の人数（令和5年度）10名程度（先着順）

■ 申請から決定まで ■

4. 申請の手続き方法

住宅支援資金の貸付を希望する方は、プログラム策定機関を経由して下記の「9. 申請書・問い合わせ先」に提出してください。

- ① ひとり親家庭住宅支援資金貸付申請書（様式第1号）
- ② 母子・父子自立支援プログラムの写し
- ③ 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当を受給していない者は所得・課税証明書）
- ④ 住居確保給付金支給決定通知書の写し（受給している方）
- ⑤ ひとり親家庭住宅支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第2号）
- ⑥ 世帯全員の記載のある住民票（本籍および続柄記載のもの）
- ⑦ 1か月の家賃額が確認できる書類

5. 貸付の決定

申請書類を審査し、貸付の決定または不承認について申請者あてに通知します。

貸付が決定した方には借用書（借受人の印鑑証明書を添付）および振込口座申請書を提出していただきます。

6. 貸付金の交付

貸付金の交付は四半期ごとに振り込みます。

初回は、借用書・振込口座申請書を本会が受領後、約1ヶ月以内に振り込みます。その後は、プログラム策定員を通じ借受人の状況を確認したうえで四半期ごと（3月、6月、9月、12月）に送金指定口座に振り込みます。ただし、初回振込月数は申請月により異なります。

※振込月 3月（4～6月分）6月（7～9月分）9月（10～12月分）12月（1～3月分）

■ 免除と返還について ■

7. 返還の免除

就業していない方が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職、または既に就業している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したときは、貸付金の返還が免除されます。

8. 貸付金の返還 ※返還期間は4年以内

次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は猶予できます。）には、貸付金を返還していただくことになります。

- ① 住宅支援資金の貸付が打ち切られたとき（※）
- ② 貸付終了後1年が経過したとき
- ③ 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

また、貸付期間における家賃支払額の実績が貸付決定額を下回った場合には、その差額を返還していただきます。

※ 以下のような場合は、住宅支援資金の貸付を打ち切ります。

- ・借受人が住宅支援資金の貸付を受けることを辞退したとき
- ・死亡したとき
- ・貸付対象でなくなったとき
- ・虚偽その他不正の方法により住宅支援資金の貸付を受けたことが明らかになったとき
- ・その他住宅支援資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

■ 各届出について ■

資金の貸付を受けた者は、返還を免除されるか、または返還を完了するまで、各種書類の届出等を行う必要があります。届出を怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなりますのでご注意ください。詳細ならびに申請書類は本会ホームページでご案内しています。

9. 申請先・問い合わせ先

【住 所】〒910-8516 福井市光陽2丁目3番22号
社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 地域福祉課
「ひとり親家庭住宅支援資金貸付」担当
【電 話】0776-24-4987（直通）／ 0776-24-2339（代表）
【FAX】0776-24-0041 【ホームページ】<https://www.f-shakyo.or.jp/>